

# 認定 NPO 法人 & 会計基準セミナー

○●○認定 NPO 法人制度○●○

2012 年 4 月 24 日 (火)

飯田橋レインボービル

2012 年 5 月 1 日 (火)

国立オリンピック記念青少年総合センター

2012 年 5 月 11 日 (金)

立川商工会議所

主催 認定 NPO 法人取得等支援事業推進会議



# 認定 NPO 法人&会計基準セミナー

## 〇●〇認定 NPO 制度について〇●〇

### 《日程》

#### 1 東京都からの説明

渡邊 勝美さん（東京都生活文化局都民生活部業務調整担当課長）

#### 2 認定 NPO 法人制度について

関口 宏聡さん（NPO 法人シーズ・市民活動を支える制度を  
常務理事）

### 《資料》

- 1 東京都からの説明資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 1P
- 2 認定 NPO 制度について・・・・・・・・・・・・ 5P
- 3 特定非営利活動法人ガイドブック東京都「認定編」・・ 23P
- 4 認定とろう！委員会  
(シーズ・市民活動を支える制度をつくる会)・・ パンフレット

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes the need for transparency and accountability in financial reporting.

2. The second part of the document outlines the various methods and techniques used to collect and analyze data. It covers both qualitative and quantitative research approaches, highlighting their strengths and limitations.

3. The third part of the document focuses on the ethical considerations surrounding data collection and analysis. It discusses the importance of informed consent, confidentiality, and the responsible use of data in research and decision-making.

4. The fourth part of the document addresses the challenges and limitations of data analysis. It explores issues such as data quality, bias, and the interpretation of results, providing guidance on how to overcome these challenges.

5. The fifth part of the document discusses the application of data analysis in various fields, including business, healthcare, and social sciences. It provides examples of how data-driven insights can be used to inform decision-making and improve outcomes.

6. The final part of the document concludes with a summary of the key points discussed and offers recommendations for further research and practice. It emphasizes the ongoing nature of data analysis and the need for continuous learning and adaptation.

# 認定NPO法人制度とは

- 法改正による主な認定制度の見直し・・・・・・・・・・ 2
- 認定NPO法人の認定基準・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 認定NPO法人が受けられる税制上の措置・ 3
- 認定申請にあたって・・・・・・・・・・・・・・ 4

## 認定NPO法人制度とは

認定NPO法人制度とは、NPO法人のうち一定の要件を満たしたものが認定を受けることで、個人や企業からの寄附を受けやすくする制度です

### 法改正による主な認定制度の見直し

#### ○仮認定制度の導入

1回に限りスタートアップ支援としてパブリック・サポート・テスト（PST）基準を免除した仮認定制度（3年間有効・更新なし）が導入されました。

#### ○認定効果の拡充

認定NPO法人への寄附者は、現行の所得税法上の所得控除の適用のほか、税額控除を選択できるようになりました。

#### ○PST 基準の緩和

PST 基準が、相対値基準のみから、相対値基準、絶対値基準、条例個別指定のうちいずれか一つに該当すればよいことになりました。

※仮認定制度の導入以外は、平成 23 年税制改正により改正されたもので、税額控除の選択は平成 23 年分以降の所得税について適用されます。また、PST 基準の緩和については、平成 23 年 6 月 30 日以降の認定申請から適用されています。

## 認定NPO法人の認定基準

- ①パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること
- ②事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③運営組織及び経理が適切であること
- ④事業活動の内容が適正であること
- ⑤情報公開を適切に行っていること
- ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること

※①～⑧の基準を満たしていても、欠格事由に該当する場合は、認定（仮認定）を受けることはできません。

※仮認定を受ける場合、①の基準は免除されます。

## 認定NPO法人が受けられる税制上の措置

### ①寄附者に対する税制上の措置

#### ○個人が寄附する場合

所得税の計算において、寄附金控除（所得控除）又は税額控除が選択適用できます。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定（仮認定）NPO法人への寄附は、個人住民税の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

#### ○法人が寄附をする場合

一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。

### ②認定NPO法人自身の優遇措置

#### ○みなし寄附金制度

収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます。

（仮認定NPO法人には適用されません。）

## 認定申請にあたって

- 「特定非営利活動法人ガイドブック（認定編）」を参考に、事前チェックシートで認定基準を満たしているか確認するとともに、必要な様式等を用意してください。
- 申請に必要な書類には、申請様式・書式のほかにも納税証明書等添付が必要な書類がありますので、申請様式・書式の記載要領等でご確認ください。
- 過年度について、事業報告書等、NPO 法人として東京都へ提出する義務のある書類を期限までに提出していることをご確認ください。
- 認定申請書の受付から審査をし、認定に至るまでにはおよそ6ヶ月を目安としております。仮認定も同様です。
- 認定（仮認定）審査の過程で、提出された様式等以外の書類の提示又は提出をお願いする場合があります。根拠となる資料を用意しておいてください。
- 認定（仮認定）申請書の内容等を確認するために、法人所在地に出向いて実態確認調査を行うことがあります。
- 主たる事務所の所在地が東京都内の場合には、東京都生活文化局都民生活部管理法人課 NPO 法人係に申請書をご提出ください。